

リサイクルプラザ藤沢環境啓発施設 会議室等のご利用案内

環境啓発施設は、環境・リサイクル学習の拠点となる施設です。ご利用にあたっては、以下の事項を厳守していただきますようお願いいたします。

(1) 開館時間・休館日について

- ・開館時間は 9:00 ～17:00 です。
- ・休館日は毎週月曜日および年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）です。
※月曜日が祝日の場合は、その翌日

(2) 会議室等の利用について

環境啓発施設では、会議室等の貸し出しを行っています。利用にあたっては、事前に環境活動登録団体への登録が必要です。

① 環境活動団体登録について

藤沢市で環境活動を行っている団体を対象に登録をしていただくと、施設の会議室（大会議室・中会議室・小会議室）、市民体験教室を使用することができます。

また、環境活動の発表の場として、講座・講演会、月間展示、施設内で開催するイベントに参加することができます、より多くの方に活動を紹介することができます。

② 登録について

<環境活動登録団体の登録条件>

1. 環境の保全につながる活動等を主に市内で行っていること
 2. 構成員が 5 人以上である団体または法人で、その半数以上が市内に在住、在勤、在学していること
 3. 代表者が市内に在住、在勤、または在学する者で 18 歳以上であること
- 上記のすべての条件を満たした団体は、環境活動登録団体となります。

<登録に必要な書類>

- 1) 環境活動登録団体申請書
- 2) 法人及び事業を営む個人以外の団体
 - ・団体規約法人及び個人事業者
 - ・会社概要

* 「登録証」をお渡しいたします。

<登録の更新>

- ・登録は、年度ごとに一斉更新になります。

・一斉更新の際に更新の意思を示されなかった場合、またご利用が 1 年間なかった場合は、最終確認をした上で登録を抹消します。

<利用条件（禁止事項）>

次の項目に該当する場合は、施設を利用することはできません。

- ・定員を超えて使用すること又は超える可能性があること
- ・公の秩序または善良の風俗を乱す恐れがあること
- ・営利目的、または営利に繋がる恐れがあること
- ・食事、飲酒を行うこと
- ・大きな音や臭いを発することまた運動等を行うこと
- ・施設を汚損する恐れがあること
- ・その他、施設スタッフが不適と認める行為

③ 利用時間

- ・午前枠・・・9:00～12:00 午後枠・・・13:00～16:00

*同日午前、午後の両枠を予約した場合は、12:00～13:00 もご利用いただけます。

- ・利用時間には、準備と片付けにかかる時間も含まれます。

④ 予約方法

- ・毎月 1 日（1 日が休館日の場合は翌開館日）に先着順で 2 か月先の予約ができます。
- ・予約する場合は、「登録証」を提示し、「利用申請書」を記入の上、事務室に提出してください（電話での予約はお受けできません）。
- ・利用の権利は、他人に譲渡・転貸できません。
- ・施設で開催される講座等の事業活動ならびに行政への協力のための使用が優先されますので、ご了承ください。

⑤ 利用方法

- ・利用当日の利用開始前に事務室に立ち寄り、予約確認のため「登録証」を事務室に提示ください。
- ・備品については無料でお貸ししますが、必要な消耗品はご準備ください。
- ・机や椅子を移動した場合は、退出時に必ず元の位置にお戻してください。
- ・会議室等は施錠できません。
- ・終了後、「利用報告書」に必要事項を記入の上、事務室にご提出ください。

⑥ 環境啓発施設敷地内・館内における喫煙・飲食等について

- ・敷地内・館内での飲酒、喫煙、は禁止いたします。
- ・飲食及び飲食物の持ち込みは可能ですが、体験教室・会議室内での飲食はできません。(ただしふたで密閉可能な飲み物は可) 1階休憩スペースをご利用ください。

⑦ 駐車スペースの利用について

- ・22台駐車できる無料の駐車場があります。
- ・駐車スペースを含む敷地内での事故・盗難については、環境啓発施設は一切の責任を負いかねます。

⑧ ごみの持ち帰りについて

- ・環境啓発施設にはごみ箱が設置されておりませんので、ごみはすべてお持ち帰りください。

⑨ 手荷物・貴重品について

- ・手荷物・貴重品はご自身で管理してください。席を離れる際は、短時間でもご注意ください。
- ・環境啓発施設では手荷物・貴重品等をお預かりすることはできません。
- ・環境啓発施設宛の宅配便の送付はお断りします。
- ・紛失や盗難被害については、環境啓発施設では一切の責任を負いかねます。

⑩ 災害時・緊急時の対応

- ・災害時は館内放送と環境啓発施設のスタッフの指示に従って、行動してください。
- ・不審人物や不審物を見かけた際は、事務室までお知らせください。

⑪ 損害賠償について

- ・環境啓発施設敷地内、館内すべての設備および備品を故意、不注意に関わらず、破損した場合は、弁償していただく場合がございます。

⑫ その他

- ・当利用案内に記載のない事項は、環境啓発施設のスタッフの判断、指示に従ってください。
- ・当利用案内に違反する行為や環境啓発施設の指導に従っていただけない時は、退館をお願いする場合がございます。また、環境活動登録団体の登録を抹消する場合がございます。(悪質な行為については、警察に通報する場合がございますので、ご了承ください。)